

令和8年度普及体制

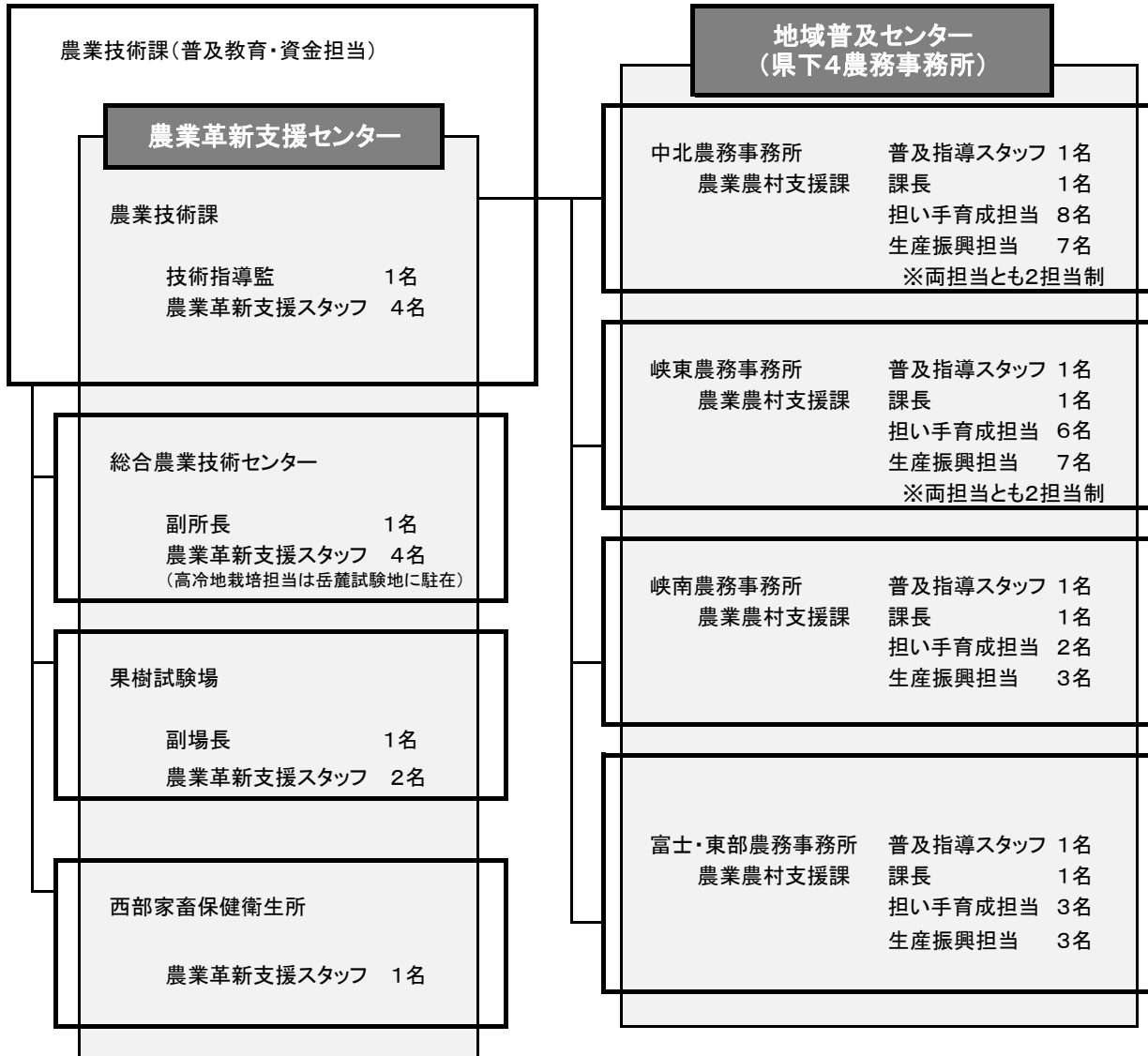
(R8.4.1現在)

地域普及センターの強化

- ・農業者等への普及指導業務を地域普及センターが一元的に実施。より地域に密着した活動を展開
- ・試験研究機関の技術普及部を廃止し、職員を再配置し、地域普及センターの普及体制を強化

農業革新支援専門員の配置

- ・普及指導員のうち、普及活動の企画立案・総括・指導など、高い専門性と豊富な経験を有する者を農業革新支援スタッフ（農業革新支援専門員）として、農業技術課および試験研究機関に配置



農業革新支援専門員の活動分野

(農業技術課配置)

- 普及活動の専門分野として、農業生産工程管理(GAP)法・農作業安全対策の推進、担い手育成・6次産業化、経営・法人(企業)支援などを担当
- 普及指導活動の重要課題の企画立案・総括・指導、普及指導員の人材育成、新たな課題(ICT化、普及OBとの連携、民間活力の活用など)や政策課題への対応を行う。

(試験研究機関配置)

- 地域普及センターの活動支援のため、専門分野として、野菜、花き、作物・特作、高冷地栽培、果樹、畜産を担当
- 試験研究機関との連携強化による専門技術の高度化、研究開発への参画、開発技術の普及指導活動の企画立案を行う。

・高冷地栽培担当は、技七岳麓試験地に駐在

農務事務所に配置する普及指導員の活動分野

- 高度な農業技術と経験を要するものを普及指導員として配置し、新・やまなし農業大綱の地域別重点推進事項などに関する高度かつ専門的な普及指導活動を展開